

○使用水量の認定及び減免の取扱いに関する要綱

平成23年5月1日

飯塚市上下水道局告示第27号

改正 H29-12

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市水道事業給水条例施行規程(平成18年飯塚市企業管理規程第17号。以下「規程」という。)第25条の規定による使用水量の認定及び規程第28条の規定による料金の減免について必要な事項を定めるものとする。

(H29-12一改)

(定義)

第2条 この告示において「差引水量」とは、認定の対象となる計量水量から直近の計量水量を差し引いた水量をいう。

2 この告示において、次の各号に掲げる場合の「従前の使用水量」は、当該各号に定める水量とする。

(1) 世帯構成人員に変動がない場合 前年同期の使用水量と直前2期平均の使用水量のいずれか低い水量

(2) 世帯構成人員に変動がある場合 前号により求めた従前の使用水量を人員数で除して算出した値に現人員数を乗じて算出した水量

(3) 前年同期及び直前2期の使用水量が不明な場合又は現況と著しく異なる場合 前々年同期の使用水量(前々年同期の使用水量が不明な場合は、必要に応じメーターを取り換えた後に2週間以上経過後の実績に基づき算定した水量とする。)

(使用水量の認定)

第3条 次の各号に掲げる場合の使用水量の認定は、当該各号に定めるところによる。

(1) 差引水量が不明な場合 従前の使用水量を考慮して認定する。

(2) 差引水量は明らかであるが、特別な事由により認定を必要とする場合 「(差引水量－従前の使用水量)×認定率＋従前の使用水量」(小数点以下切捨て)により認定する。ただし、従前の使用水量の2倍を超えるときは、従前の使用水量の2倍とする。

(3) 前2号の規定によりがたいときは、企業管理者が別に認定する。

(H29-12一改)

(認定の例外)

第4条 次に掲げるような使用水量の増加が使用者の善良なる管理者の注意を怠ったことに起因すると認められる場合は、認定は行わないものとする。

- (1) 蛇口、水洗便所の洗浄装置からの漏水
- (2) 温水器、ボイラー等の器具で、容易に発見できる場所での漏水
- (3) 漏水箇所等の修理を正当な理由がなく拒んだ場合の漏水
- (4) 前3号に掲げるものほか、使用水量の増加が使用者の管理上の責によると認められる漏水

(認定率等)

第5条 第3条第2号の認定率は、次のとおりとする。

- (1) 企業局の責によるもの、漏水の原因が寒波、水害等の不可抗力によるもの又は第三者の行為等の使用者の善良なる管理者の注意に及ばないと認められる場合は、認定率は0とする。
- (2) 使用者が善良なる管理者の注意をしていたにもかかわらず、発見できなかったと考えられる漏水の場合は、認定率は1/2とする。
- (3) 水道本管の布設替、給水制限等による赤水、濁水、その他飲料水として不適な水の給水があった場合は、2m<sup>3</sup>の範囲内で減量する。

2 減免は、漏水等が生じた期のみを対象とする。ただし、家屋の構造により漏水箇所等の修理が遅延するのに相当な理由があると認められるときは、次期分に限り減免の対象とする。

(H29-12一改)

(修理証明書)

第6条 漏水事故等において、使用水量の認定を必要とするときは、当該修理を行った旨の証明書を添付しなければならない。

(減免の対象)

第7条 規程第28条第2号アに規定する特に必要があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 調定前に使用者が転出等により使用していないことが判明したとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者又は65歳以上の高齢者で年金のみで生計を維持している者で、漏水等により使用水量が著しく増加しているとき。
- (3) 使用者が死亡し、当該債務継承者が前号に準ずるものであるとき。
- (4) 使用者が災害等に遭い、減免が相当と認められるとき

(H29-12一改)

(確認)

第8条 減免に係る事実確認は、複数の聞取調査、証明書類の添付、所得調査等によ

り行うものとする。

(補則)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、企業管理者が定める。

(H29-12一改)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月31日 上下水道局告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。